

ごみと資源の分け方・出し方

ごみは、収集日の朝8時30分まで
ごみステーションに出してください。
(前日には出さないでください。)

燃えるごみ

出し方・注意点

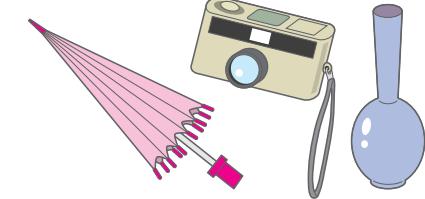
- ①燃えるごみ用（赤文字表示）の指定袋またはごみ処理券（新聞・雑誌・段ボール・枝葉専用）を使用してください。
- ②資源ごみや燃えないごみが混ざっていないか確認してください。
- ③生ごみはできるだけ水分を取ってください。
- ④竹串などの危険なものは紙などに包んでください。
- ⑤食用油は、紙や布にしみ込ませるか、固めてください。



燃えないごみ

出し方・注意点

- ①燃えないごみ用（黒文字表示）の指定袋を使用してください。
 - ②資源ごみや燃えるごみが混ざっていないか確認してください。
 - ③袋に入らない大きさの燃えないごみは、粗大ごみになります。
 - ④刃物や割れたガラスなどの危険なものは、紙などに包んで中身を明記してください。
 - ⑤蛍光灯は、割らないで出してください。（指定袋から出ても可）
 - ⑥ガスカートリッジ、スプレー缶は、必ず使い切り穴を開けてください。
 - ⑦乾電池は、端子にセロハンテープ等を貼り絶縁させてから、ポリ袋等に入れて乾電池と明記してください。（指定袋に入れないのでください。）
- ※ボタン電池及び充電式電池は収集できません。回収を行っている電気店などにお問い合わせください。



粗大ごみ

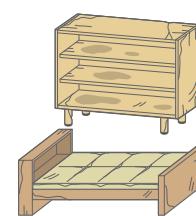
指定ごみ袋に入らない家具等

ごみステーション（集積所）には出せません。

一般家庭の量は1日20枚までです。

〈処理方法〉

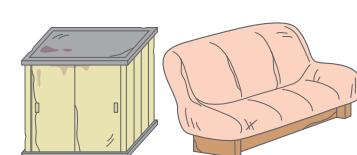
直接衛生センターに搬入、または下記の衛生センターへ収集依頼してください。
(衛生センターが指定した日時に、有料にて引き取りに伺います。)



収集しないごみ

●引っ越しごみ

商店、飲食店、事業所等の事業活動に伴って生じたごみは、自らの責任において適正に処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者にお問い合わせください。



処理できないごみ

●家電リサイクル6品目

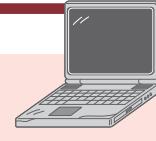


該当するもの
テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機

出し方・注意点
販売店または専門の処理業者へお問い合わせください。

●パソコンのリサイクル

該当するもの パソコン



出し方・注意点 パソコンの販売店及び各メーカーにお問い合わせください。

●その他、処理できないごみ

該当するもの 農業用機材（農機具・農業用ビニール、農薬、農業袋、苗箱、ハウスパイプ等）、化学薬品、消火器、ブロック、かわら、石油・廃油類、自動車及びバイク等機材（タイヤ、バッテリー、パンパー等）、建築廃材、医療性廃棄物、神仏具等

出し方・注意点 販売店または処理業者にお問い合わせください。

資源ごみ

●ビン類



分け方 飲料・食品が入っていたビン

出し方・注意点

- ①ビン類用（青文字表示）の指定袋を使用してください。
- ②ビンの中を軽く水洗いしてください。
- ③ビンの金属キャップは、カン類に出してください。
- ④割れているものは、紙などに包んでください。
- ⑤付着物や油が付いているビン、強化ガラス類は燃えないごみに出してください。

●プラスチック製容器包装

分け方 マークの付いている商品を包んでいたプラスチック製の容器や包装物

出し方・注意点

- ①プラスチック製容器包装用（紫文字表示）の指定袋を使用してください。
- ②汚れているものは、軽く水で流すか、紙などで拭き取ってください。
- ③袋の中身は分別しますので、2重に袋に入れないでください。
- ④付着物や油の付いている容器・包装物は燃えるごみに出してください。



●カン類

分け方 マークの付いている飲料・食品が入っていたカン

出し方・注意点

- ①カン類（緑文字表示）の指定袋を使用してください。
- ②カンの中を軽く水洗いしてください。
- ③カンはつぶさないでください。
- ④付着物や油が付いているカンは燃えないごみに出してください。



●ペットボトル

分け方 マークの付いている飲料・食品が入っていたペットボトル

出し方・注意点

- ①ペットボトル用（黄文字表示）の指定袋を使用してください。
- ②ラベルやキャップは、プラ製容器包装に出てください。
- ③ボトルの中を軽く水洗いしてください。
- ④ボトルはつぶさないでください。
- ⑤付着物や油の付いているペットボトルは燃えるごみに出してください。



●古紙類

紙パック

出し方・注意点

- ①中を軽く水洗いして、乾かしてください。

紙マークの付いている内部が白色の紙パック

新聞・雑誌・段ボール・紙製容器包装

分け方 濡れていない紙でナイロンや紙以外の物が付いていない古紙

例) 新聞紙、広告用チラシ、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙、コピー用紙、封筒（ビニール部分を取り除いたもの）、カレンダー、ノート、ポスター、はがき、名刺など



出し方・注意点

- ①古紙の種類ごとに広げて折りたたみ、ひもで十字に結んで出してください。
- ②新聞・雑誌・段ボールをごみステーションに出す場合は、燃えるごみの扱いとなり「ごみ処理券」の貼付が必要となります。
- ③感熱紙、防水加工紙、ろうびきの段ボール等は燃えるごみに出してください。

お問い合わせ先



南部衛生センター 双葉郡檜葉町大字上繁岡字山神160-2 TEL(0240)25-4609

北部衛生センター 双葉郡浪江町大字室原字於喜津4-1 TEL(0240)35-5454

双葉地方広域市町村圏組合 事務局 施設維持課 双葉郡富岡町小浜553-1 TEL(0240)22-3333

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。

区分	該当するもの	収集方法	料金	指定ごみ袋等	
資源ごみとして取扱えないもの	燃えるごみ 	資源ごみに分別できないもので燃やすことができるごみです。 例 衣類、音響など記録媒体（ビデオテープ、CD、DVD、フロッピー、MD類）、硬質プラスチック製品（バケツ、文房具、おもちゃなど）、使い捨てカイロ、革製品（金属類は取り外したもの）、除湿剤、乾燥剤、生ごみ、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）、履物（皮靴、長靴、シューズ、サンダルなど）、リサイクルマークのない紙製品やプラスチック製品、リサイクルマークが付いているもので汚れのひどいものなどです。	大きな袋 1袋500円 (10枚入) 小さい袋 1袋300円 (10枚入)		
	燃えるごみ (ごみ処理券) 	例 リサイクルハウス等や衛生センターへ持込みができる新聞・雑誌・段ボール及び枝葉。 新聞・雑誌：高さは30cm以内とし、紐で十字に結んでください。 段ボール：縦50cm 横60cm以内となるように折り畳み、厚さは20cm以内とし、紐で十字に結んでください。 枝葉：1本あたりの枝の長さは50cm、直径は10cm以内。1束の直径は30cm以内とし、崩れないように紐で結んでください。 (枝葉を衛生センターに直接搬入する場合は1本あたりの長さは100cm、直径は10cmまで。1束の直径は30cm以内。)	週2回の指定曜日に収集します。	ごみ処理券 1束300円 (10枚入)	
	燃えないごみ 	資源ごみに分別できないもので、燃やすことができない金属・陶磁器などです。 例 調理器具（フライパン、鍋、やかん、包丁など）、食器（皿、茶碗、コップなど）、小型の家電製品（炊飯器、電気ポット、アイロン、音響機器など）、ガーデニング用品（針金、ノコギリ、スコップ、植木鉢、ドライバーなど）、日用品（鏡、照明器具など）、スプレー缶（穴を開け、ガス抜きしてください）などです。	毎月1回指定曜日に収集します。	大きな袋 1袋500円 (10枚入) 小さい袋 1袋300円 (10枚入)	
資源ごみとして取扱うもの	ビン類 	飲料・食品の入っていたビンに限ります。割れているものは紙などで包んでください。 例 酒用のビン（ウイスキーボトル、焼酎、ワインなど）、食品用のビン（ジャム、コーヒー、つくだ煮、酢、醤油、菓子など）などです。	毎月1回指定曜日に収集します。		
	カン類 	飲料・食品の入っていたカンで、リサイクルマークの付いているアルミカンとスチールカンに限ります。 例 ジュース、ビール、菓子や乾物の入っていたカン、ビン等の金属製のキャップなどです。	毎月1回指定曜日に収集します。		
	プラスチック製容器包装 	商品を入れたり、包んでいる容器や包装物でプラスチック容器包装のリサイクルマークの付いているものに限ります。 例 菓子、弁当、インスタント麺の容器や包装袋、生鮮食品の入っているトレイ、ペットボトルなどのキャップやラベル、卵パック、衣類や食品・雑貨品などを入れている袋、調味料や洗剤などのボトルやチューブ、容器の栓やふた、商品の保護や固定のための緩衝材、発泡スチロールなどです。	週1回の指定曜日に収集します。 (プラスチック製容器包装・ペットボトル・紙パックは同一曜日に収集します)	1袋250円 (10枚入)	
	ペットボトル 	飲料・食品の入っていたリサイクルマークの付いているペットボトルに限ります。 例 ジュース、酒類、調味料などが入っていたペットボトルです。			
	古紙類 紙パック 	内部が白色の紙パックに限ります。 例 牛乳パック、ジュースパックなどです。（内側が銀色のものは燃えるごみ）		無料	
	新聞・雑誌 段ボール 紙製容器包装 	ナイロンなど、紙以外のものが付いていない紙です。 例 新聞紙、広告用チラシ、漫画本、書籍、段ボール、紙製の容器や包装紙（菓子箱、煙草の包装紙、ティッシュ箱、贈答品の箱などでリサイクルマークの付いているもの）、コピー用紙、ポスター、はがき、カタログ、学習用のノート類、名刺、パンフレット、封筒（窓付ビニールは取り除いたもの）、カレンダーなどです。	リサイクルハウス等(町村によって設置の有無や名称は異なります。詳しくは役場へお問い合わせください。)または衛生センターにお持ち込みください。	無料	

※ごみの収集日については、各町村の発行する『ごみカレンダー』で確認してください。※収集日を守って、ステーションをきれいに使いましょう。